

令和2年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和2年10月12日（月）  
午前10時30分 開始  
会 場 千葉市役所議会棟 第1委員会室

次 第

- 議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見の策定について  
トライアルあすみが丘店（新設R2-1）  
・・・資料1 計画概要、資料2 図面集、資料3 店舗近景  
資料4 住民意見、資料5 意見対応

【事務局（鶴岡）】 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に先立ちまして、皆様のお手元に用意をいたしました資料の確認をさせていただきます。まず、A4サイズでクリップ留めをしております次第と2枚目が出席者名簿になります。このほか、「資料1 計画概要」はA3が4枚、続きまして、「資料2 図面集」と記載されたA3が同じく4枚、続いて、「資料3 店舗近景」と記載されたA3が2枚、続いて、「資料4 住民意見」と記載されたA4が4枚、最後に、「資料5 意見対応」と記載されたA4が4枚となります。以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます産業支援課経済振興班主査の鶴岡と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、小花産業支援課長から一言ご挨拶を申し上げます。

【小花産業支援課長】 皆さん、こんにちは。千葉市産業支援課長の小花と申します。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から市政に関しまして多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をかりて感謝申し上げます。

さて、本日審査いただきます案件は、トライアルあすみが丘店の新設1件ということでございます。委員の皆様から忌憚のないご意見を頂きたいと存じ上げます。

簡単ではございますけれども、円滑かつ慎重な審査をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（鶴岡）】 続きまして、会議の成立についてご報告させていただきます。

本審議会につきましては、千葉市大規模小売店舗立地審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員半数以上の出席により開催させていただくこととなっております。本日の出席委員ですが、委員総数8名のうち4名の委員にご出席いただいておりますので、会議として成立しております。なお、芦沢委員、大塚委員、矢野委員、坂井委員におかれましては、都合により欠席する旨のご連絡がありましたので、ご了承願います。

また、本日の審議会は、千葉市情報公開条例第25条の規定により公開となります。

最後に、議事録につきましては、千葉市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づきまして、委員全員による個別の承認により確定することとなっておりますので、議事録が出来上がりましたら、ご確認のほどよろしくお願いたします。

傍聴者の皆様には、お配りいたしました傍聴要領に基づき、ご協力をお願いいたします。

それでは、この後の議事運営につきましては、条例に基づきまして榛澤会長に議長をお願いいたします。それでは、よろしくお願いたします。

【榛澤会長】 改めまして、こんにちは。コロナ禍の中、また、お忙しいところ、各委員におかれましてはご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、各関係機関、市の関係課の方々にもお忙しいところご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。本日の議題は1件でございます。各委員におかれましては、専門的な立場からご意見を承りたいと思います。座って進行させていただきます。

議題1、「トライアルあすみが丘店（新設R2-1）」の届出について、事務局よりご説明をよろしくお願いたします。

【事務局（鶴岡）】 産業支援課の鶴岡でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議題1「トライアルあすみが丘店（新設）」についてご説明いたします。

まず、このトライアルあすみが丘店につきましては、現在営業を行っている店舗でございます。今回、立地法の届出対象となった理由が、現在営業を行っている店舗内のレイアウトを変更する予定でございます。その結果、店舗として利用する床面積が1,000平方メートルを超えるということで、今回届出が必要になったものでございます。

それでは、内容の詳細につきまして、順次ご説明をいたします。

初めに、店舗の周辺の環境についてご説明いたします。お手元の「資料2 図面集」の1ページをご覧ください。

まず、店舗の所在地ですが、図面の真ん中に記載された青く塗られた箇所が計画地となっております。JR外房線土気駅から南西に1.4キロメートル、計画地の東側には昭和の森がございました。

続きまして、店舗の立地環境・現場の状況について、写真を用いてご説明いたします。

「資料2 図面集」の3ページをお開きいただきながら、「資料3 店舗近景」という写真のほうをご覧ください。

なお、資料2と資料3の丸数字の番号ですが、それぞれ対応しております。それぞれ現況を撮影したものとなっております。

資料3を順にご説明いたします。

①番は、交差点付近から店舗の北西方面の歩道沿いを撮影したものでございます。

②番、③番ですが、それぞれ荷さばき施設付近を撮影したものです。

④番は、店舗北側の歩道を撮影したものです。こちらは、整備はされておませんが、歩行者や自転車が来退店に使用している通路となっております。

⑤番と⑥番ですが、こちらは駐輪場として届出がある地点を撮影したものです。なお、どちらも駐輪場の区画の明示というのはないような状況となっております。写真のほうの2枚目をお開きください。

⑦番と⑧番ですが、それぞれ来客車両の入口と出口を撮影したものとなっております。

続いて、⑨番ですが、こちらは駐車場から店舗全体を撮影したものです。

下に移りまして、⑩番ですが、こちらは駐車場内にある利用者への注意看板を撮影したものとなっております。

続いて、⑪番、⑫番、⑬番です。こちらは後ほどご説明いたしますが、それぞれ騒音の再々予測を行った際に、環境基準を超過している地点周辺から店舗方向を撮影したものとなっております。

なお、いずれも撮影期日は本年9月28日となります。

周辺環境の説明は以上でございます。

続きまして、店舗の概要につきましてご説明いたします。

「資料2 図面集」の3ページをお開きいただきながら、戻りまして「資料1 計画概要」の1ページをご覧ください。

まず、ローマ数字でIと記載されている「届出概要」についてご説明いたします。

1の大規模小売店舗名称ですが、「トライアルあすみが丘店」で、所在地は千葉市緑区あすみが丘五丁目46番12外です。

2の設置者は、2名の個人による連名となっております。

3の小売業者は、株式会社トライアルカンパニーとなります。

4の新設する年月日は、令和2年11月19日です。

5の店舗面積の合計は、1,199平方メートルとなります。

続いて、6の大規模小売店舗の施設の配置に関する事項についてです。

まず、(1)駐車場の位置及び収容台数ですが、図面集の3ページの青いマーカーで囲った敷地内駐車場の1か所となりまして、計90台を設置いたします。

次に、(2)駐輪場の位置及び収容台数ですが、駐輪場の位置はオレンジ色に記載された1か所で、計38台を設置いたします。

(3)荷さばき施設、(4)廃棄物等の保管施設につきましては、それぞれ店舗北側の位置に設置する予定で、荷さばき施設は42平方メートル、廃棄物等の保管施設は10立方メートルを設置する計画となっております。

続いて、7の大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項についてです。

まず、(1)開店時刻及び閉店時刻と(2)駐車場利用時間帯については、いずれも24時間となる計画となります。

(3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置ですが、店舗北側の越智町土気町線沿いに、西側から見て出口1か所、入口1か所の計2か所となっております。

なお、越智町土気町線ですが、中央分離帯が設置されておりまして、右折入庫ができないというような状況となっております。

(4)荷さばきを行うことができる時間帯ですが、24時間となっております。

続いて、8の手続き経過でございます。

(1)届出日は令和2年3月31日。

(2)公告縦覧と(3)設置者による説明会は、記載のとおりでございます。

続いて、9の住民等の意見でございます。詳細につきましては、「資料4 住民意見」としてご用意させていただいておりますので、併せてご参照をお願いします。

今回、令和2年8月13日に1件の住民意見の提出がございました。提出されました意見の内容ですが、主に4点となります。

1点目が、屋根や消毒液等の店舗設備の整備に係る要望となります。

2点目が、歩道からの自転車・歩行者用通路の設置に係る要望です。

3点目が、駐輪場所の明示の要望です。

4点目が、千葉市より当該店舗に対してどういった指導を行っているかといった質問となります。

資料1の次のページをご覧ください。

(4) 今回の意見への対応ですが、当課としましては、住民から出された意見について立地法の協議担当課に意見照会を行いまして、その結果、関係課より意見提出者へ直接説明を行っております。

また、(5) 本市意見への反映につきましては、歩道からの自転車・歩行者用通路の設置と駐輪場所の明示の2点については、周辺的生活環境保持の観点から立地法上も検討が必要と考えられますが、どちらも大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針には具体的な記述がございませんので、今回こちらの意見については反映をしないということとしたいと考えております。

次に、ローマ数字のⅡ「総合判断」についてご説明いたします。

まず、1の駐車需要の充足等交通に係る事項についてですが、指針に基づく必要収容台数46台に対し90台が確保されており、2の駐輪場についても、必要駐輪台数34台に対し38台が確保されております。

次に、3の経路設定及び案内でございます。経路設定については、入口や出口付近に駐車場表示看板が設置されているほか、折り込みチラシに経路を掲載することで、来店経路の案内、周知に努めるとしておりますほか、適宜、駐車場の入口や出口付近に交通整理員の配置を実施し、円滑な車両の入出庫、歩行者の安全確保に努める計画としておりますことから、適切な配慮がなされているものと認められます。

また交通処理計画につきましては、調査地点において交差点需要率の基準値0.9及び混雑度の基準値1.0を下回っていることから、適切な配慮がなされているものと認められます。

続いて、4の荷さばき施設については、搬出入計画に基づき必要な施設が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

次に、5の騒音については、昼間、夜間の等価騒音レベルは、いずれの予測地点においても基準値を下回る結果となっておりますが、一方で、夜間騒音レベルの最大値については、変動騒音について再々予測の結果、3か所で規制基準を超過しております。

詳細をご説明いたしますと、資料右上の表「最大騒音レベルの超過地点抜粋」と「資料2 図面集」の4ページを併せてご覧ください。

なお、図面集のアルファベット大文字の「P」の表示が騒音予測地点となっております。また、P1からP5は初回の予測、P1'からP5'は再予測、P1''からP5''は、再々予測となっております。初回の予測は店舗敷地境界から、再予測については隣地の敷地境界から、再々予測につきましては直近の住居壁面からの予測となります。

まず、計画地の周辺ですが、こちらは第一種中高層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域となっております。基準値が40デシベルとなります。

資料1の抜粋のほうをご覧ください。表の上段になりますが、初

回の予測で規制基準を超過した4か所につきましては、その下の再予測においても超過しておりまして、3回目の再々予測まで行った結果、P2"、P3"、P5"の計3か所が規制基準を超過しております。

このため、今回市としましては、設置者に対して、この部分については対応を求めていきたいと考えております。

続きまして、6の廃棄物に係る事項等については、指針に基づく排出予測量5.58立方メートルに対して、10立方メートルの保管容量が確保されており、適切な配慮がなされているものと認められます。

続いて、7の街並みづくり等への配慮、8のその他につきましては、記載のとおりでございます。

以上のことから、当該店舗の新設に関しまして、指針等に照らし、騒音に係る事項を除けば適切に配慮されていると判断してございます。

最後に、ローマ数字Ⅲの「市の意見案」についてご説明をいたします。

1、法第8条第4項に基づく市の意見に関する通知の案について、「意見あり」ということにしたいと考えております。

意見の内容といたしましては、騒音の発生に係る事項として、現在も営業を行っている店舗の売り場面積拡張に伴う大規模小売店舗立地法の届出であり、これまで騒音による苦情は出ていないとのことですが、環境基準が求める夜間における最大の騒音値を超える予測となることから、以下2点の対応を行い、騒音レベルの緩和を図ること。

①駐車場について、夜間の一部利用制限を設けるなどの対策を講じること。

②荷さばき作業について、夜間時間帯（午後10時～午前6時）以外で行うなどの対策を講じること。

市の意見案の説明は以上でございます。

以上で本件の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【榛澤会長】** どうもありがとうございました。

各委員からのご質問があると思います。また、今日ご欠席の方もいらっしゃるようですので、そちらのほうから先にさせていただきたいと思います。

まず、欠席委員のほうからの説明をよろしく願います。

**【事務局（山崎）】** 説明させていただきます。

欠席委員4名のうち、意見を頂いているのは3名になりまして、資料5の意見対応というところに記載をしております。1ページ目のほうで坂井委員、2ページ目のほうで矢野委員と芦沢委員から頂いております。内容としては、委員からの意見内容に対して、設置者のほうから回答を頂いたものをそれぞれ載せております。

坂井委員の意見は、「新設後、出入口付近での交通事故・渋滞が発生した場合は、交通誘導員を配置するなど、適切な対策をとることと、24時間営業のため、夜間の騒音対策に努めてください。また、騒音で周辺から苦情があった場合は、適切な対応をお願いします」という意見内容に対して、「出入口付近での交通事故・渋滞が発生した場合には、状況に応じて誘導員の配置を行います。また、近隣住民の方より騒音に関するご意見を頂いた場合には、誠意をもって対応いたします」という回答が出ております。

続きまして、矢野委員のご意見は、「騒音レベルの最大値が、保全対象側であっても規制値を超えている場所があるのは、特に注意をしてほしいと思います。P1"及びP2"については、深夜の荷さばきによる影響が強く、単なる走行騒音と

は異質な騒音なので、深夜の時間帯は避ける、作業場周辺の遮音壁設置を行う等、何らかの対応が必要と思います。P5”については、来店車走行騒音による影響なので、開店後の駐車場の使用実態を把握し、駐車範囲のコントロールを行う等の対策を検討していただきたく思います」。

以上の意見内容に対する回答としては、「予測地点P1”につきましては、規制基準値を満たした結果となっております。予測地点P2”につきましては、作業場周辺に高さ1.8メートルのコンクリートブロックを設置しておりますが、壁等が設置できない出入口の走行音が原因で基準値が超過しております。近隣住民の方より騒音に関するご意見を頂いた場合には、現地での測定及び深夜時間帯の荷さばきを見直す等、適切な対応を行います。来客車両の走行音につきましては、低速走行を促す看板を設置しております。また、夜間の駐車場利用範囲について掲示を行い、周知する計画としました」という回答を頂いております。

最後に、芦沢委員からの意見ですが、「夜間の騒音レベル最大値が規制基準値を上回る箇所があるため、周辺住民からの意見がなくても法令等により規制基準値以下にする対策を検討する必要があります。例えば、事前に次の点を検討してください。①駐車場の住宅側部分の夜間における利用制限。②夜間に荷さばきをしない運用。現状では駐車場の駐車桟表示が薄れ、駐輪場の区画線がありませんが、それぞれを明確に表示してください」。

以上の意見に対する回答としては、「大規模小売店舗立地法における騒音値は予測値であるため、必要に応じて現地での実測等を行います。また、その結果に応じて、荷さばき計画の見直し等の対応を行います。夜間の駐車場利用範囲については掲示を行い、周知する計画とします。駐車場の桟表示につきましては、塗り直しを行いました。駐輪場につきましては、開店に合わせて標示を行います」。

以上の回答を得ております。

**【榛澤会長】** どうもありがとうございました。

では、各委員から頂いている意見について、まず峯島委員のほうから。

**【峯島委員】** 「資料5 意見対応(4-1)」の一番上、峯島です。ここに記載のとおり、現場を何回か見させていただきましたけれども、表示も含めてきれいになっているかなと見ました。ここには意見内容を、協議での指摘事項の履行に努めてくれということと、地域からの意見要望を踏まえて良好な関係ということをお願いをしまして、回答はここに記載のとおりです。警察的に見たときに、相当渋滞する場所ではありませんけれども、入口1か所、出口1か所、出口を左折するとグリーンベルトがあって、どちらかという toward 側に1か所切れ目がありますから、ここで右折したくなるのですけれども、右折すると直進との事故というのが大分懸念されますので、この対応については、利用者に右折・転回をしないようにしてくれというようなことは、係サイドではお話をしております。

以上です。

**【榛澤会長】** ありがとうございました。確かに、対向車が中央分離帯を越して右折入庫する危険性がありますので、利用者に右折・転回をしないようにと伝えるということですね。どうもありがとうございました。

市原委員。

**【市原委員】** 今、世の中で非常に問題になっているコロナに対することですが、環境省のほうから千葉市の環境局に、廃棄物の収集業者に対するガイドラインというのが下りていまして、かいつまんで言いますと、許認可業者の収集は感染防止対

策を行うように行政のほうで指示してくださいと。もう1点は、もし収集業務がコロナ等で問題が起きても、収集が中断しないような体制をつくってくださいというように指示がガイドラインから出ていますので、その辺を事業者さんのほうが収集業者さんに確認するのが必要なのかなと思います。これは廃棄物業者だけではなく全ての皆さんが対応しなければいけないことなのですが、一応、環境省のほうからそういうような収集業者に対するガイドラインが出ているということが大きなことだと思います。そういうことで、10平方メートルの廃棄物の保管庫というのはクリアしているのですが、廃棄物とリサイクル品、やっているといますけれども、もし間仕切り等がなければ必要だと思います。私のほうは、この2点がちょっと気がつきました。

【榛澤会長】 どうもありがとうございました。

【市原委員】 ガイドラインは、環境局に聞いていただければと思います。

【榛澤会長】 よろしいでしょうか。何か事務局で補足することはありますか。

【事務局（山崎）】 廃棄物関係については、現地を見に行ったときに廃棄物の保管庫の中までは確認はしなかったのですが、事業者が間仕切りしているかなど、廃棄物業者との対応については、話をしておきます。

【市原委員】 やっているといますけどね。そういうことで。

【榛澤会長】 市原委員、どうもありがとうございました。

家永委員、何か。

【家永委員】 この売り場だけではなくて、敷地に対する入口のところで、歩行者用の幅がないということは非常に気になりました。歩行で来る方も結構いらっしゃるのではないかと思いますので、そういう方々の安全をぜひ小売業として確保していただきたいというお願いです。

もう一つは、自転車置き場なのですが、きれいに置いた場合には所定の台数を置けるとは思いますけれども、ガイドラインがないと結構適当に置いていってしまっ、所定の数ははみ出してしまうでしょうし、数が置けないという場合もあるのではないかと思います。実際に、この店舗ではなくてほかの店舗で、自転車が非常に乱雑に置かれて、車も通れなくなってしまっているというところもありますので、自転車置き場のガイドラインは、ぜひ引いていただきたいと思います。

それと、もう一つ気になったのですが、「意見対応（4-1）」の坂井委員の意見に対する回答で、「出入口付近での交通事故・渋滞が発生した場合には」と書いてあるんですね。これは未然に防ぐのが当然ではないかと思います。事故が発生した場合には誘導員を配置しますということではなくて、起こりそうな予測をして、起こらないように配置していただくようお願いしたいと思います。

「起こったら」というのがちょっと引かかりました。

【榛澤会長】 「誘導員を配置して、起こらないように努めます」というのが普通ですね。どうもありがとうございました。

【事務局（山崎）】 よろしいでしょうか。

まず、一番最初の歩行者の安全についてですが、店舗近景の④番、道路No.1の歩道を撮影したもので、先ほどの歩行者・自転車用出入口についてご説明いたします。こちらは届出の図面に記載はないのですが、店舗の周りの芝を事業者が刈って、店舗敷地の中へ入れる入口にしております。舗装などはしておらず、今後も舗装等をする予定はないということだったので、「歩行者・自転車用出入口」といった案内看板を設置し、雨天時には「道がぬかるみますので気をつけてください」と

いった文言を表示することで、歩行者・自転車の安全性に努めるという説明を受けております。

次に、自転車の区画の整備のところですが、現状は何も表示がないところなので、ここが駐輪場ですという枠を設けるという話はありませんが、1台1台のガイドラインまでは特に設置するような話は頂いておりません。現地を見に行ったときは、そこまで駐輪台数が多いわけではなく、乱雑に置かれてもいなかったもので、最初は案内看板等で案内をし、それで自転車置き場に乱雑に駐輪され、規定の台数が駐輪できない状況になるようであれば、ガイドラインの設置とかも求めていく必要があるかと思っております。一旦は大きく駐輪場所の区画の範囲を明示するような計画となっております。

【榛澤会長】 今の山崎さんのお話ですけれども、この写真のあるところの1枚目の⑤、ここは奥のほうを見ると、車の置き場には区画線が引いてあります。ということは、この自転車置き場に対しても、ある程度の区画が引けますよね。普通の小売店でも必ずそういうことをやっていますけれども、ここだけは乱雑なやり方です。芦沢委員からも出ていますので、やはりこの自転車の区画はきちんとしていただきたいと、委員からの要望でよろしくお願ひしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【事務局（山崎）】 はい。区画を表示するよう説明いたします。

【榛澤会長】 それと、この意見対応の4-3と4-4、これについてもご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局（山崎）】 まず、4-3のほうが庁内の関係課から出た意見とその回答になります。

まず、学事課のほうから、「事業計画地の近隣道路に土気小学校の通学路があります。登下校時間（午前7時20分～8時10分、午後2時30分～4時00分）の児童の安全に十分ご配慮願ひます」。回答としては、「繁忙期等につきましては、駐車場出入口に適宜整理員を配置します。また、荷さばき車両のドライバーには、付近が通学路となっていることを周知し、安全に配慮します」という回答を頂いております。

続きまして、産業廃棄物指導課からは、「事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置について協議願ひます」という意見内容に対して、「事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置について協議します」という回答を頂いております。

続きまして、都市計画課より、「千葉県屋外広告物条例との適合性について調整願ひます」という意見を頂いております。回答としては、「千葉県屋外広告物条例との適合性について協議します」という回答を頂いております。

最後に、環境規制課より、「夜間騒音レベルの最大値における来客車両走行音及び大型車両走行・作業音が規制基準を超過しているため、適切な対策を検討してください。工事に際しては、騒音規制法第14条第1項、振動規制法第14条第1項及び千葉県環境保全条例第73条第1項に基づく特定建設作業実施届出書を作業開始日の7日前までに提出してください。また、特定施設の設置に際しては、騒音規制法第6条第1項、振動規制法第6条第1項及び千葉県環境保全条例第62条第1項に基づく特定施設設置届出書を設置工事開始日の30日前までに提出してください」という意見を頂いております。回答としては、「搬入車両のドライバー及び荷さばき作業員には、静穏意識に努めるよう指導を徹底いたします。また、近

隣住民の方より騒音に関する苦情をいただいた場合には、現地での実測及び夜間の駐車場一部利用規制、荷さばき計画の見直しを行います。特定施設の設置はございません」という回答を頂いております。

最後に、4ページ目の住民意見についてです。

まず、意見としては、「店舗入口及び出口に屋根の設置をお願いしたい」、「消毒液の配備」、「レジ付近の狭隘改善」、「道路歩道より自転車・歩行者の通路を設置し、表示してください」、「駐輪場収容台数38台とありますが、指定場所を明示してください」、「店舗の周囲は、食料品を取り扱う店舗にふさわしい垣根の植木等の環境整備をお願いします」という意見内容に対して、回答としては、「現状、入口部分に屋根を設置しておりますが、出口部分の屋根につきましては検討いたします」、「店内入口・出口付近に消毒液を設置します」、「自転車・歩行者用の出入口を整備しております。今後、看板等を設置する予定です」、「駐輪場の場所につきましては、開店に合わせて明示する計画としております」、「定期的な植栽の剪定を行います」という回答を頂いております。

【榛澤会長】 先ほど、家永委員、市原委員、峯島委員等の各委員のご心配する件も、一応回答は頂いていますが、委員としてここであえてお願いすることがあれば、よろしくお願いしたいと思います。

まず、峯島委員のほうから何かこれ以外にございますでしょうか。

【峯島委員】 特にございませぬ。

【榛澤会長】 では、市原委員。

【市原委員】 特にございませぬ。

【榛澤会長】 家永委員、いかがでしょうか。

【家永委員】 歩行者の安全を守っていただければ、それだけお願いいたします。

【榛澤会長】 委員会としては回答に対して忠実に実行していただきたい。また、事故が起きる前に、対応をよろしくお願いしたいことも書きたいと思うのですが、市の立場として一応「意見あり」と回答をして、それに対する対応をしてから附帯意見をつけたいという話でございました。委員会として「意見あり」で、この騒音に関しまして事業者に求めるということと、今までの各附帯意見をつけていたと思いますが、いかがでしょうか。

手順が異なっても結果は同じですので、市の立場を尊重し、市の意見といたしましては「意見あり」ということで出し、その回答があった後に附帯意見もつけさせていただきたいということです。よろしいでしょうか。

何か事務局。

【事務局（山崎）】 おおまかな流れを申し上げますと、まず、市の意見の有無を、届出をしてから8か月以内に出さなければいけないというところで、今回の審議会で、市の意見が「あり」か「なし」をご審議頂いている状況になります。いままでは「なし」として附帯意見をつけて設置者に通知をすることが多かったのですが、今回「意見あり」を出しますと、市の意見に基づいて設置者が届出の内容を変更するか、そのままにするかというものを提出することになります。そこから2か月以内に設置者から出された対応策等に対して、再度周辺地域の生活環境に著しい悪影響があると判断した場合は勧告をする、なければ勧告はしませんという通知を出すのですが、その際に附帯意見のような形で出すことはできるかなと思います。そのような流れでよろしいでしょうか。

【榛澤会長】 何かありますか。よろしいですか。

家永委員、よろしいですか。

今の流れでやりたいということですので、峯島委員よろしいでしょうか。

(異議なし)

**【榛澤会長】** では、市の考え方（意見ありに対応後附帯意見を提示すること）でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、委員会としては「意見あり」ということで出してください。どうもありがとうございました。

私の担当はこれで終わりましたので、事務局へお返しいたします。

**【事務局（鶴岡）】** 榛澤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回千葉市大規模小売店舗立地審議会を終了させていただきます。委員の皆様には慎重審議ありがとうございました。お疲れさまでございました。

終了 午前11時18分